

令和6年度「わたしの避難計画」普及事業に関する印刷業務委託（その1）
特記仕様書

1. 総則

本仕様書は、静岡県（以下「本県」という。）が令和6年度に実施する令和6年度「わたしの避難計画」普及事業に関する印刷業務委託（その1）（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 履行期間

本業務の履行期間は、契約日（9月上旬を予定）から令和6年12月11日とする。この履行期間を変更する場合は、本県と受託者で協議のうえ、決定し、変更契約するものとする。

3. 業務内容

本業務は、「わたしの避難計画」普及にあたり、原稿の印刷及び指定した場所への納品をするものである。業務内容の詳細については、以下のとおりである。

(1) 計画準備（業務体制及び業務計作成）

本業務の実施にあたり、受託者は、自社の社員から総括責任者1名を定め、作業体制表を作成し本県に報告する。また、作業員を確保し、原稿を期限までに滞りなく印刷できる体制とする。

本県は担当者を定め、受託者に報告する。

総括責任者は、業務全般にわたる実施計画を立案し、業務計画書を本県に提出する。

(2) 原稿印刷

本業務における原稿は、完成原稿渡しとする。原稿印刷の仕様については、別紙1印刷物仕様票に示すとおりとする。（原稿は、Windowsで作成したPDFデータでの入稿となる。）

(3) 納品

本業務における納品先及びその数量については、別紙1納品先仕様票に示すとおりとする。ただし、納品先の市町との調整状況に応じて変更する可能性があるため、本県と受託者で協議のうえ、決定するものとする。

(4) その他

ア スケジュール

本業務における全体スケジュールや印刷物納品期限は、以下のとおりとする。ただし、納品先の市町との調整状況に応じて変更する可能性があるため、本県と受託者で協議のうえ、決定するものとする。

	日 程	備 考
本業務契約	令和6年9月上旬	
印刷依頼	令和6年9月6日	作業期間3週間程度考慮
印刷納品期限	令和6年10月2日	全市町一括納品ではなく、各市町と調整して個別に納品日を決定する

イ 一般管理費

本業務における必要経費や打合せ会議の人的費、成果品作成費等は、一般管理費に含めるものとする。

ウ 印刷物の基本方針

本業務における印刷物は、静岡県環境物品等の調達に関する基本方針「2 納入印刷物」に係る判断基準を満たすものとする。

4. 提出書類

- (1) 受託者は、受託後 7 日以内に業務行程表及び本業務における業務体制表を提出する。
- (2) 受託者は、業務完了後、遅滞なく完了届に成果品を添えて提出しなければならない。

5. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 印刷物（各 1 部）
- (2) 印刷物納品確認票（様式 1）

6. 著作権

- (1) 受託者は、本業務を行うにあたり新たに作成した著作物の著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む全ての著作権を本県に無償で譲渡する。
- (2) 受託者は、本県及び新規著作物と受託者が従来より有している著作物（以下「既存著作物」という。）を利用する第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しない。
- (3) 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、本県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。また第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、本県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。成果品納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別が付くように留意し、第三者が二次利用できない箇所についてはその理由についても付するものとする。

7. 本仕様書に係る業務全般についての注意事項

- (1) 各資料の使用のための関係者の承認が必要な場合は、原則として受託者がその手続きを行う。また、業務に関して、法令等により官公庁への申請が必要な場合も、同様とする。
- (2) やむを得ない理由により、この仕様書による業務の遂行が困難となった場合は、受託者は直ちに書面により本県に申し出て、その指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、契約期間満了後においても、本県が本業務についての説明及び関係資料の提出を求めた場合は、可能な限り協力するものとする。

印刷物仕様票

対象市町	11 市町 (河津町・三島市・富士宮市・裾野市・函南町・清水町・長泉町・藤 枝市・川根本町・浜松市・菊川市)
原稿の種類・数量	本 体 ① : 178,371 部 作成ガイド① : 151,371 部 作成ガイド② : 7,000 部 知 識 ブ ッ ク : 800 部 その他 (藤枝市) : 68,400 部
印刷種別	オフセット
用紙品質	本体① : 再生マットコート紙 110kg(表 : 4 色/裏 : 4 色) 作成ガイド① : 再生マットコート紙 110kg(表 : 4 色/裏 : 4 色) 作成ガイド② : 再生コートマット紙 110kg(表 : 4 色/裏 : 4 色) 知識ブック : 再生コート紙 90kg(表 : 4 色/裏 : 4 色) その他 (藤枝市) : 再生マットコート紙 110kg(表 : 4 色/裏 : 4 色)
製本・特殊加工	本体① : 仕上り A4、両面 (2 頁) ※一部特殊加工 (切取ミシン目) 有り 作成ガイド① : 仕上り A4、両面、二つ折り (4 頁) 作成ガイド② : 仕上り A4、両面、巻き三つ折り (6 頁) 知識ブック : 仕上り B5、両面、中綴じ製本 (12 頁) その他 (藤枝市) : 仕上り A4、両面、巻き三つ折り (6 頁) ※特殊加工 (切取ミシン目) 有り 仕上り A4、両面、二つ折り (4 頁)
見本	有り (返却不要)
校正回数	文字校正 : 2 回まで 色校正 : 2 回まで
その他	・作成ガイド (折り加工したもの) に本体を差込むこと (藤枝市及び 菊川市を除く 9 市町)。 ・20 部毎に、仕分け用の合紙を入れること。

※詳細な部数と特殊加工等の特記については、別紙 1-1 に示すとおりとする。

※用紙品質について変更する場合は、事前協議し、同等品以上のものとする。

納品先仕様票

納品先	11 市町 全 61 箇所
県民サービス センターへの納品	無し
その他	—

※詳細な配送先と原稿パターンの組合せは、別紙 1-2 に示すとおりとする。

No.	市町名	作成ガイドの 原稿の種類 (地区)	原稿のパターン					備考	印刷部数 (本体及び作成ガイド)		
			パターン	地区名	本体①	作成ガイド①	作成ガイド②			知識ブック①	その他
					仕上がりA4、 2頁、 両面4色刷り (部)	仕上がりA4、 4頁、 両面4色刷り、 A3二つ折り (部)	仕上がりA4、 6頁、 両面4色刷り、 巻き三つ折り (部)			仕上がりB5、 12頁、 両面4色刷り、 中綴じ製本 (部)	
1	河津町	11	A	梨本地区	70	70	0	0	※本体①にミシン目線3線4入れる 必要あり	800	
			B	泉奥原地区	65	65	0	0			
			C	川横地区	65	65	0	0			
			D	大鍋地区	70	70	0	0			
			E	小鍋地区	65	65	0	0			
			F	湯ヶ野地区	90	90	0	0			
			G	下佐ヶ野地区	130	130	0	0			
			H	上佐ヶ野地区	75	75	0	0			
			I	天川地区	30	30	0	0			
			J	筏場地区	85	85	0	0			
			K	大塚地区	55	55	0	0			
2	三島市	14	A	東小学校区	1,300	1,300	0	0		14,800	
			B	西小学校区	1,300	1,300	0	0			
			C	南小学校区	1,300	1,300	0	0			
			D	北小学校区	1,300	1,300	0	0			
			E	錦田小学校区	1,000	1,000	0	0			
			F	徳倉小学校区	1,000	1,000	0	0			
			G	坂小学校区	100	100	0	0			
			H	佐野小学校区	400	400	0	0			
			I	中郷小学校区	1,300	1,300	0	0			
			J	沢地小学校区	1,000	1,000	0	0			
			K	向山小学校区	1,500	1,500	0	0			
			L	北上小学校区	1,000	1,000	0	0			
			M	山田小学校区	1,000	1,000	0	0			
			N	長伏小学校区	1,300	1,300	0	0			
3	富士宮市	60	A	日の出区	164	164	0	0		28,628	
			B	瑞穂区	129	129	0	0			
			C	大和区	367	367	0	0			
			D	咲花区	165	165	0	0			
			E	阿幸地区	1,210	1,210	0	0			
			F	富士見ヶ丘区	564	564	0	0			
			G	黒田区	999	999	0	0			
			H	星山1区	148	148	0	0			
			I	貴戸区	90	90	0	0			
			J	山本区	415	415	0	0			
			K	高原区	74	74	0	0			
			L	高原1区	566	566	0	0			
			M	高原2区	134	134	0	0			
			N	源道寺区	400	400	0	0			
			O	常磐区	301	301	0	0			
			P	浅間区	306	306	0	0			
			Q	神田区	141	141	0	0			
			R	木の花区	499	499	0	0			
			S	城山区	334	334	0	0			
			T	高嶺区	120	120	0	0			
			U	宮本区	122	122	0	0			
			V	琴平区	471	471	0	0			
			W	三園平区	522	522	0	0			
			X	二の宮区	497	497	0	0			
			Y	ひばりが丘区	233	233	0	0			
			Z	万野1区	909	909	0	0			
			AA	万野2区	1,155	1,155	0	0			
			AB	万野3区	1,127	1,127	0	0			
			AC	万野4区	357	357	0	0			
			AD	宮原1区	338	338	0	0			
			AE	外神東区	241	241	0	0			
			AF	神立区	137	137	0	0			
			AG	松山区	119	119	0	0			
			AH	羽衣区	226	226	0	0			
			AI	神田川区	362	362	0	0			
			AJ	貴船区	408	408	0	0			
			AK	神翼区	117	117	0	0			
			AL	福地区	109	109	0	0			
			AM	野中1区	526	526	0	0			
			AN	野中2区	461	461	0	0			
			AO	野中3区	497	497	0	0			
			AP	野中4区	129	129	0	0			
AQ	星山2区	312	312	0	0						
AR	安居山1区	120	120	0	0						
AS	安居山2区	239	239	0	0						
AT	沼久保区	124	124	0	0						
AU	宮原区	1,072	1,072	0	0						
AV	淀師区	2,056	2,056	0	0						
AW	淀橋区	896	896	0	0						
AX	大中里区	1,596	1,596	0	0						
AY	青木区	500	500	0	0						
AZ	外神区	638	638	0	0						

			BA	小泉1区	185	185	0	0			
			BB	小泉2区	474	474	0	0			
			BC	小泉3区	877	877	0	0			
			BD	小泉4区	780	780	0	0			
			BE	小泉5区	609	609	0	0			
			BF	小泉6区	268	268	0	0			
			BG	上小泉区	1,560	1,560	0	0			
			BH	杉田1区	133	133	0	0			
4	裾野市	6	A	須山地区 一区・三区・六区	700	700	0	0		5,000	
			B	須山地区 二区	400	400	0	0			
			C	須山地区 四区	300	300	0	0			
			D	須山地区 十里木	900	900	0	0			
			E	深良地区 北部	1,100	1,100	0	0			
			F	深良地区 南部	1,600	1,600	0	0			
5	函南町	1	A	函南町	12,000	12,000	0	0		12,000	
6	清水町	5	A	堂庭区	750	750	0	0		2,823	
			B	久米田区	700	700	0	0			
			C	戸畑区	323	323	0	0			
			D	的場区	450	450	0	0			
			E	清川区	600	600	0	0			
7	長泉町	3	A	北部地区(北小校区)	7,000	0	7,000	0		21,500	
			B	中部地区(長小校区)	8,000	8,000	0	0			
			C	南部地区(南小校区)	6,500	6,500	0	0			
8	藤枝市	20	A	瀬戸谷地区(北部)	0	0	0	0	200	<p>【パターンA～S】 藤枝市独自様式(ハザードカルテ+マップ)を印刷 (仕上がりA4、6頁、両面4色 刷り、巻き三つ折り) ※ミシン目線1入れる必要あり</p> <p>【パターンT】 藤枝市独自様式(ハザードカルテ)を印刷 (仕上がりA4、2頁、両面4色 刷り)</p>	68,400
			B	瀬戸谷地区(南部)	0	0	0	0	800		
			C	稲葉地区	0	0	0	0	1,400		
			D	葉梨地区(北部・西部)	0	0	0	0	800		
			E	葉梨地区(南部・東部)	0	0	0	0	5,200		
			F	広幡地区	0	0	0	0	3,900		
			G	西益津地区	0	0	0	0	4,200		
			H	藤枝地区	0	0	0	0	9,900		
			I	青島地区(東部・北部)	0	0	0	0	10,400		
			J	青島地区(西部・北部)	0	0	0	0	2,800		
			K	青島地区(南部)	0	0	0	0	7,300		
			L	高洲地区(北部)	0	0	0	0	6,000		
			M	高洲地区(南部)	0	0	0	0	6,000		
			N	大洲地区(東部)	0	0	0	0	1,900		
			O	大洲地区(西部)	0	0	0	0	2,200		
			P	岡部第1自治会	0	0	0	0	1,000		
			Q	岡部第2・第3自治会	0	0	0	0	2,800		
			R	岡部第4自治会・第5自治会(南部)	0	0	0	0	800		
			S	岡部第5自治会(北部)	0	0	0	0	500		
			T	全地区(カルテ予備)	0	0	0	0	300		
9	川根本町	18	A	接組区	35	35	0	0		1,170	
			B	大間区	50	50	0	0			
			C	奥泉区	100	100	0	0			
			E	沢間区	45	45	0	0			
			F	桑野山区	55	55	0	0			
			G	平瀬区	25	25	0	0			
			H	寺馬区	80	80	0	0			
			I	千頭西区	65	65	0	0			
			J	千頭東区	120	120	0	0			
			K	小長井区	185	185	0	0			
			L	上岸区	55	55	0	0			
			M	前山区	25	25	0	0			
			N	田代区	95	95	0	0			
			O	柳三区	25	25	0	0			
			P	崎平区	90	90	0	0			
			Q	青部区	70	70	0	0			
			R	坂京区	30	30	0	0			
			S	洗釜小幡区	20	20	0	0			
10	浜松市	10	A	蒲地区	9,950	9,950	0	300		71,650	
			B	笠井地区	5,350	5,350	0	0			
			C	長上地区	10,950	10,950	0	0			
			D	和田地区	8,950	8,950	0	0			
			E	中ノ町地区	2,350	2,350	0	0			
			F	積志地区	15,250	15,250	0	0			
			G	都田・新都田地区	3,750	3,750	0	0			
			H	細江地区	6,900	6,900	0	0			
			I	引佐地区	4,100	4,100	0	0			
			J	三ヶ日地区	4,100	4,100	0	0			
11	菊川市	1	A	菊川市	20,000	0	0	500	本体の裏面に作成ガイドを印刷	20,000	
		計			149	178,371	151,371	7,000	800	68,400	

No.	市町名	作成ガイドの原稿の種類 (地区)	原稿のパターン					納品先	
			パターン	本体①	作成ガイド①	作成ガイド②	知識ブック①		その他
				仕上がりA4、 2頁、 両面4色刷り	仕上がりA4、 4頁、 両面4色刷り、 A3二つ折り	仕上がりA4、 9頁、 両面4色刷り、 巻き三つ折り	仕上がりB5、 12頁、 両面4色刷り、 中綴じ製本		
(部)	(部)	(部)	(部)	(部)					
1	河津町	11	A	70	70	0	0	0	河津町役場
			B	65	65	0	0	0	
			C	65	65	0	0	0	
			D	70	70	0	0	0	
			E	65	65	0	0	0	
			F	90	90	0	0	0	
			G	130	130	0	0	0	
			H	75	75	0	0	0	
			I	30	30	0	0	0	
			J	85	85	0	0	0	
			K	55	55	0	0	0	
2	三島市	14	A	1,300	1,300	0	0	0	三島市役所
			B	1,300	1,300	0	0	0	
			C	1,300	1,300	0	0	0	
			D	1,300	1,300	0	0	0	
			E	1,000	1,000	0	0	0	
			F	1,000	1,000	0	0	0	
			G	100	100	0	0	0	
			H	400	400	0	0	0	
			I	1,300	1,300	0	0	0	
			J	1,000	1,000	0	0	0	
			K	1,500	1,500	0	0	0	
			L	1,000	1,000	0	0	0	
			M	1,000	1,000	0	0	0	
			N	1,300	1,300	0	0	0	
3	富士宮市	60	A	164	164	0	0	0	富士宮市役所
			B	129	129	0	0	0	
			C	367	367	0	0	0	
			D	165	165	0	0	0	
			E	1,210	1,210	0	0	0	
			F	564	564	0	0	0	
			G	999	999	0	0	0	
			H	148	148	0	0	0	
			I	90	90	0	0	0	
			J	415	415	0	0	0	
			K	74	74	0	0	0	
			L	566	566	0	0	0	
			M	134	134	0	0	0	
			N	400	400	0	0	0	
			O	301	301	0	0	0	
			P	306	306	0	0	0	
			Q	141	141	0	0	0	
			R	499	499	0	0	0	
			S	334	334	0	0	0	
			T	120	120	0	0	0	
			U	122	122	0	0	0	
			V	471	471	0	0	0	
			W	522	522	0	0	0	
			X	497	497	0	0	0	
			Y	233	233	0	0	0	
			Z	909	909	0	0	0	
			AA	1,155	1,155	0	0	0	
			AB	1,127	1,127	0	0	0	
			AC	357	357	0	0	0	
			AD	338	338	0	0	0	
			AE	241	241	0	0	0	
			AF	137	137	0	0	0	
			AG	119	119	0	0	0	
			AH	226	226	0	0	0	
AI	362	362	0	0	0				
AJ	408	408	0	0	0				
AK	117	117	0	0	0				
AL	109	109	0	0	0				
AM	526	526	0	0	0				
AN	461	461	0	0	0				
AO	497	497	0	0	0				
AP	129	129	0	0	0				
AQ	312	312	0	0	0				
AR	120	120	0	0	0				
AS	239	239	0	0	0				
AT	124	124	0	0	0				
AU	1,072	1,072	0	0	0				
AV	2,056	2,056	0	0	0				
AW	896	896	0	0	0				
AX	1,596	1,596	0	0	0				
AY	500	500	0	0	0				
AZ	638	638	0	0	0				

			BA	185	185	0	0	0	
			BB	474	474	0	0	0	
			BC	877	877	0	0	0	
			BD	780	780	0	0	0	
			BE	609	609	0	0	0	
			BF	268	268	0	0	0	
			BG	1,560	1,560	0	0	0	
			BH	133	133	0	0	0	
4	裾野市	6	A	700	700	0	0	0	裾野市役所
			B	400	400	0	0	0	
			C	300	300	0	0	0	
			D	900	900	0	0	0	
			E	1,100	1,100	0	0	0	
			F	1,600	1,600	0	0	0	
5	函南町	1	A	12,000	12,000	0	0	0	函南町役場
9	川根本町	18	A	35	35	0	0	0	川根本町役場
			B	50	50	0	0	0	
			C	100	100	0	0	0	
			E	45	45	0	0	0	
			F	55	55	0	0	0	
			G	25	25	0	0	0	
			H	80	80	0	0	0	
			I	65	65	0	0	0	
			J	120	120	0	0	0	
			K	185	185	0	0	0	
			L	55	55	0	0	0	
			M	25	25	0	0	0	
			N	95	95	0	0	0	
			O	25	25	0	0	0	
			P	90	90	0	0	0	
			Q	70	70	0	0	0	
			R	30	30	0	0	0	
			S	20	20	0	0	0	
10	浜松市	9	A	9,950	9,950	0	300	0	大蒲倉庫
			B	5,350	5,350	0	0	0	
			C	10,950	10,950	0	0	0	
			D	8,950	8,950	0	0	0	
			E	2,350	2,350	0	0	0	
			F	15,250	15,250	0	0	0	
			G	3,750	3,750	0	0	0	
			H	6,900	6,900	0	0	0	
			I	4,100	4,100	0	0	0	
			J	4,100	4,100	0	0	0	
11	菊川市	1	A	20,000	0	0	500	0	菊川市役所（16,000部） /河川防災ステーション（4,000部）

○清水町納品時の注意事項

町内会別及び予備部数で小分けにし、清水町役場へ一括納品する。

(例)パターンAの納品は750部のうち、29町内会＋予備の計30種に小分けにする。

パターン	地区名	部数	小分け	納品先
A	堂庭区	750	大宿1 32 大宿2 20 大宿3 7 扇田1 20 扇田2 12 北1 14 北2 34 北3 14 北4 1 北5 12 宮脇 16 西1 30 西2 17 南1 12 南2 22 南3 13 南4 9 中1 17 中2 22 東1 22 東2 25 東3 30 東4 5 東5 13 東6 9 東7 17 鳩居1 19 森合 38 東8 8	清水町役場
			予備 240	
B	久米田区	700	1・2 31 3 15 4 8 5 39 6 23 7 28 8 31 9 53 10 35 11 28 12 14 14 40 フォンテス 16 17-1 9 17-2 8 18 30 マンションビル 40 15 40	清水町役場
			予備 212	
C	戸畑区	323	1 16 2 16 3 20 4 22 5 40 6 18 7 17 8 15 9 17 柿田川ホーム 10	清水町役場
			予備 132	
D	的場区	450	1 30 2 24 3-1 33 3-2 16 5 16 6 54 7-1 19 7-2 20 8 12 9 22 10 21 特養ホーム かわせみ 33	清水町役場
			予備 150	
E	湯川区	600	1 28 1-2 19 2 38 3 26 4-1 24 4-2 40 5 67 西 34 中 30 東1 42 東2 26 東3(ファーム・アソシエイツ) 33 北 56 1-3 17	清水町役場
			予備 118	

○長泉町納品時の注意事項

各地区の自治会への個別納品と長泉町役場への納品がある。

(例) パターンAの納品は7,000部のうち、各自治会(17箇所)へ計5,945部、長泉町役場に1,055部納品する。

パターン	地区名	部数	箱分け・納品先
A	北地区(18箇所+長泉町役場)	7,000	元長窪 260 上長窪 180 屋代住宅 87 八分平 6 駿河平 330 下長窪 1170 谷津 80 池田 382 南一色 1020 東ベ南一色住宅 14 納米里 1380 鮎壺(1) 909 高専寮 10 尾尻住宅 66 長泉工業団地 18 富士長泉工業団地 16 長泉一色工業団地 15 がんセンター 2 長泉町役場 1055
B	中地区(17箇所+長泉町役場)	8,000	上土狩 1385 惣ヶ原 70 エンゼル 66 中土狩 2242 シャリエ中土狩 190 荻素 155 新屋町上 170 新屋町中 83 新屋町下 280 鮎壺(2) 909 シャリエ南 62 シャリエ東 84 駅上 121 駅中 121 西 471 原 180 東 610 長泉町役場 801
C	南地区(14箇所+長泉町役場)	6,500	鮎壺(3) 909 駅下 155 薄原上 255 薄原下 340 三軒家 381 杉原 262 原分 547 高田 122 竹原 1270 本宿 870 シャルマン 127 シャルマン竹原 94 エンゼル西 60 グランツ 157 長泉町役場 951

○藤枝市納品時の注意事項

- ・町内会別及び予備部数で小分けにし、藤枝市役所（東館二階及び別棟）へ納品する。
- ・町内会分は別棟、予備部数は東館二階へ納品する。
- (例)パターンBの納品は800部のうち、4町内会+予備の計5種に小分けにする。
4町内会は別棟、予備は東館二階に納品する。

パターン	地区名	部数	小分け	納品先
A	瀬戸谷地区（北部）	200		藤枝市役所（東館二階地域防災課）
B	瀬戸谷地区（南部）	800	本郷 203 中里 123 滝沢 225 滝ノ谷 31	藤枝市役所（別棟）
			予備 218	藤枝市役所（東館二階地域防災課）
C	稲葉地区	1,400	堀之内 373 谷稲葉 156 宮原 110 寺島 166 助宗 101	藤枝市役所（別棟）
			予備 494	藤枝市役所（東館二階地域防災課）
D	葉梨地区（北部・西部）	800	西方 220 北方 165 白藤 210	藤枝市役所（別棟）
			予備 205	藤枝市役所（東館二階地域防災課）
E	葉梨地区（南部・東部）	5,200	中ノ合 140 上川 81 花倉 132 横見 93 中田 105 上藪田 470 下藪田 615 高田 133 藤枝サニーヒルズ 110 清里1丁目 313 清里2丁目 408 南清里 76 時ヶ谷1 280 時ヶ谷2 237 時ヶ谷3 435 時ヶ谷4 296	藤枝市役所（別棟）
			予備 1,276	藤枝市役所（東館二階地域防災課）
F	広幡地区	3,900	水守 805 八幡 185 鬼島 277 上当間 387 仮宿 442 潮 135 横内 420 下当間 283	藤枝市役所（別棟）
			予備 966	藤枝市役所（東館二階地域防災課）
G	西益津地区	4,200	長楽寺2 238 益津下 210 稲川 473 郡1 298 郡2 447 大手① 98 大手② 130 田中1丁目 110 田中2丁目 192 田中3丁目 165 平島第1 420 平島第2 163 平島第3 305 平島第4 55	藤枝市役所（別棟）

パターン	地区名	部数	小分け	納品先
			予備 896	藤枝市役所（東館二階地域防災課）
H	藤枝地区	9,900	原第1 166 原第2 210 原第3 320 原第4 128 原第5 317 原第6 260 木町第1 200 木町第2 190 木町第3 192 木町第4 250 木町第5 270 栄 182 小坂 246 上传馬 105 益津 291 岡出山1丁目 195 岡出山2丁目 186 岡出山3丁目 188 千歳(1~10組) 148 千歳(11~15組)(27~33組) 200 千歳(16~26組)(34、35組) 230 長楽寺1 107 白子 105 下伝馬 80 左車 177 市部第1 122 市部第2 165 市部第3 222 藤岡 1500 五十海東476 五十海西 300	藤枝市役所（別棟）
			予備 2,172	藤枝市役所（東館二階地域防災課）
I	青島地区（東部・北部）	10,400	富士見町 118 日の出町 180 マークス・ザ・タワー藤枝 160 小石川町 820 東町 385 メゾン・グランツ 107 駅前第1 95 ファミール藤枝 65 エンプルエバー藤枝駅前 65 駅前第2 57 駅前第3 125 喜多町 120 サーバス西公園 72 駿河台1 109 駿河台2 286 南駿河台1・2 290 メゾン駿河台 130 青木北 260 青木西 365 青木東 250 青木南 420 志太第1 219 志太第2 233 志太第3 290 志太第4 195 志太第5 135 瀬戸新屋① 320 瀬戸新屋② 271 水上 277 南新屋 337 新南新屋 362 芙蓉台 125 緑の丘 126 追分 640 追分西 122 瀬古第1 150 瀬古第2 450 瀬古第3 210 ふじみ台 193 県営瀬古団地 100	藤枝市役所（別棟）
			予備 1,166	藤枝市役所（東館二階地域防災課）

パターン	地区名	部数	小分け	納品先
J	青島地区（西部・北部）	2,800	駿河台3・5 215 駿河台団地 80 駿河台西団地 72 南駿河台3 190 南駿河台4 315 南駿河台5 210 南駿河台6 263 一里山 100 三軒屋 222 内瀬戸 210 光洋台 416	藤枝市役所（別棟）
			予備 507	藤枝市役所（東館二階地域防災課）
K	青島地区（南部）	7,300	田沼北 515 田沼中 440 田沼南 735 青葉町中① 405 青葉町中② 373 青葉町南 535 瀬戸 550 青南町上 360 青南町下 252	藤枝市役所（別棟）
			予備 3,135	藤枝市役所（東館二階地域防災課）
L	高洲地区（北部）	6,000	築地 575 築地上 698 高柳上 760 高柳仁平 285 高柳茶屋河原 570 高柳切島 650 高柳大淵 280 高柳下 340 高柳巾溝 320	藤枝市役所（別棟）
			予備 1,522	藤枝市役所（東館二階地域防災課）
M	高洲地区（南部）	6,000	兵太夫南 590 兵太夫中 530 兵太夫北 635 兵太夫下 555 兵太夫上1 457 兵太夫上2 345 兵太夫上3 350 兵太夫上4 140 兵太夫上5 350 大新島 480 与左衛門 268	藤枝市役所（別棟）
			予備 1,300	藤枝市役所（東館二階地域防災課）
N	大洲地区（東部）	1,900	大東町西 269 大東町北 250 大東町東 200 大東町南 230 弥左衛門 480	藤枝市役所（別棟）
			予備 471	藤枝市役所（東館二階地域防災課）
O	大洲地区（西部）	2,200	善左衛門下 232 善左衛門上 255 泉町 252 忠兵衛 313 青洲団地 95 源助 93 五平 280	藤枝市役所（別棟）
			予備 680	藤枝市役所（東館二階地域防災課）
P	岡部第1自治会	1,000	廻沢27 横添 115 川原町 80 岡部 334 岡部台 187	藤枝市役所（別棟）
			予備 257	藤枝市役所（東館二階地域防災課）

パターン	地区名	部数	小分け	納品先
Q	岡部第2・第3自治会	2,800	内一 274 内二第一 175 内二第二 100 内二第三 205 岡部南 107 岡部本郷 120 山東 149 三輪旭ヶ丘 170 三輪 430 三輪向原 61 三輪やよい 90 オレンジ 203	藤枝市役所（別棟）
			予備 716	藤枝市役所（東館二階地域防災課）
R	岡部第4自治会・第5自治会（南部）	800	子持坂 75 入野 35 村良 165 桂島 116 羽佐間 84 殿 113	藤枝市役所（別棟）
			予備 212	藤枝市役所（東館二階地域防災課）
S	岡部第5自治会（北部）	500	新舟 85 宮島 101 小園 60 青羽根 23 玉取 92	藤枝市役所（別棟）
			予備 139	藤枝市役所（東館二階地域防災課）
T	全地区(カルテ予備)	300		藤枝市役所（東館二階地域防災課）

(様式1)

印刷物納品確認票

委託名	令和6年度「わたしの避難計画」普及事業に関する印刷業務委託 (その1)
委託業者名	

名称	部数

※詳細は別紙のとおり

以上の印刷物について、指定の場所への納品を確認しました。

所属	
担当者	

「わたしの避難計画」

冷蔵庫や玄関など
目につく場所に
貼っておこう！



大雨の時



河川氾濫



土砂災害

●避難のタイミング

●避難先

●情報収集手段（●を塗りつぶす）

- 市LINE
- 市防災メール
- 静岡県防災アプリ
- その他

山折り

巨大地震の時



自宅に津波が来る地域



自宅に津波が来ない地域

●避難のタイミング

強い揺れが収まったら**すぐに**
または
強い揺れを感じなくても
「津波注意報」や「津波警報」
「大津波警報」が発令されたら

●避難先



地震発生から

 分以内に

 に到着する

●避難のタイミング

強い揺れが収まったら

- ### ●避難先（集合場所）
- ※ 町内会で決められている場所

その後
に判断

- 自宅が危険な場合は
指定避難所へ
- 自宅にいても安全な場合は
自宅待機

～作成ガイドで確認したことをメモしておこう～



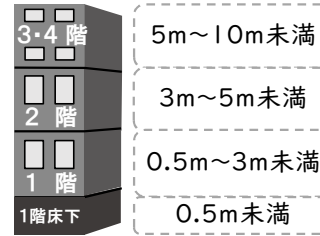
河川氾濫による危険

(いずれか1つに☑をつけておく)

家屋流出のおそれあり
(家屋倒壊等氾濫想定区域に居住)

家屋流出のおそれはないが、
浸水のおそれあり
(河川の浸水想定区域に居住)

{ [] } を [] で囲もう



危険なし



土砂災害による危険

(いずれか1つに☑をつけておく)

土砂災害のおそれあり

{ [] } を [] で囲もう

土砂災害警戒区域に住んでいる

土砂災害特別警戒区域に住んでいる

危険なし



いざという時には、
パニックにならないで
落ち着いて
確認、行動しよう！

自由記載欄（持ち出し品や、家族や親戚の電話番号 など）

巨大地震に備え、1週間分の
水・食料・生活必需品の備蓄をしましょう！



【原稿の参考】



巨大地震・津波が発生したら・・・

手順④ 巨大地震や津波が発生した時、自宅はどうなる？



地震・・・巨大地震の時には「震度〇〇」以上の揺れが来ます。



津波・・・ ① 自宅に、津波が「来るのか」、「来ないのか」？
② 揺れてから「どのくらいの時間で」津波が来るのか？
をマップで確認しよう！

<津波浸水想定区域>

〇〇市町津波ハザードマップより

<津波到達時間>

静岡県第4次地震被害想定より
(背景)国土地理院地図

・津波ハザードマップ
地区を拡大した画像
を貼り付け

(pdfをPrintScreen、画像変換等)

・コンビニ、寺・神社、
学校等のランドマー
クを追記

・凡例を追記

・津波到達時間マッ
プの地区を拡大した
画像を貼り付け

(県より画像データ提供)

・コンビニ、寺・神社、
学校等のランドマー
クを追記

・凡例を追記

手順⑤ 「どこに」、「いつまでに」避難すればいい？

津波が来る場合

「津波到達時間」までに、たどり着くことができる「避難先」に避難します。
「到達時間」と「避難先」を、「わたしの避難計画」に書こう！

津波が来ない場合

地区で決められている「避難先(集合場所)」に一旦集合します。
「避難先(集合場所)」を、「わたしの避難計画」に書こう！
※避難先が分からない場合は、〇〇市HPや〇〇市ハザードマップで確認しよう！

わたしの避難計画「作成ガイド」

～ 〇〇市(〇〇地区)版 ～

目次

大雨の時 (河川氾濫の危険・ 土砂災害の危険)

手順① 避難に時間がかかる人はいるかな？

1ページ

手順② 大雨の時、自宅はどうなる？

2ページ

手順③ 「避難先」、「タイミング」、「情報収集手段」は？

3ページ

巨大地震・ 津波が発生したら・・・

手順④ 巨大地震や津波が発生した時、自宅はどうなる？

4ページ

手順⑤ 「どこに」、「いつまでに」避難すればいい？

4ページ

完成みほん

赤字の例のように書いていきます。

ガイドに沿って
これをつくっていくよ！



「わたしの避難計画」を
画像で貼り付けて
グレースケールにして
(図の書式設定>色の変更>グレースケール)
赤字で記載例を記入

山
折
り

手順① 避難に時間がかかる人はいるかな？

- ・高齢で歩くのがおそい方など「避難に時間がかかる人」がいる場合、早めの避難が必要です。
- ・ひとり暮らしなどで、避難に「支援が必要な方」は、支援してもらおう方を決めてお願いしておこう！

風水害(河川氾濫・土砂災害)について

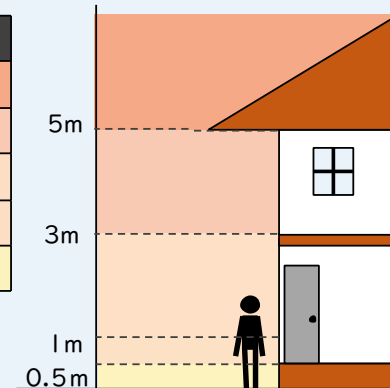
河川氾濫



河川氾濫のハザードマップは、大雨で河川が氾濫した場合に、どの位の深さで浸水するかを色別で示すとともに、氾濫した水の勢いで家が倒壊するおそれがある範囲を示しています。

○浸水深と避難の目安

浸水深	実際の状況
5~10m	2階の軒下以上が浸水する
3~5m	2階の軒下程度まで浸水する
1~3m	床上から1階程度まで浸水する
0.5~1m	1階床上が浸かる程度まで浸水する
0.5m未満	大人の膝下程度まで浸水する



浸水のおそれがある場合は、浸水しない安全な場所へ避難が必要です。

ただし、以下の「3つの条件」が確認できれば、浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です。

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると...)

流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

地面が崩れ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3~4階: 5m~10m未満 (1階床上浸水~4階軒下浸水)

2階: 3m~5m未満 (2階床上~1階下浸水)

1階: 0.5m~3m未満 (1階床上~1階下浸水)

1階床下: 0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分
(十分じゃないと...)

水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります

※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

出典:内閣府ホームページ

○注意点

河川が氾濫していなくても、大雨で雨水が川に排水できず、低い土地が浸水する場合があります。

自宅周辺で大雨が降っていなくても、上流に降った大雨で河川が氾濫する場合があります。

〇〇市〇〇地区

わたしの避難計画

避難の知識ブック

災害からの避難について
知識を深めたい方は内容を確認しよう

風水害(河川氾濫・土砂災害)について

土砂災害



土砂災害のハザードマップは、大雨で土砂災害が発生した場合に被害のおそれのある範囲として、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」に指定されている範囲を示しています。

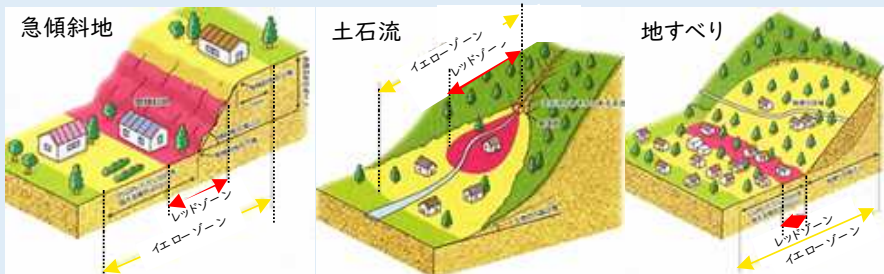
○指定区域の種類

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

- 土砂災害が発生したときに**建物の破壊**が生じ、**身体に著しい危害**が生じるおそれのある地域

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

- 土砂災害が発生したときに**生命や身体に危害**が生じるおそれのある地域



出典:静岡県ホームページ 区域指定の流れ

○特徴と前兆現象

土砂災害には以下の特徴があり、いずれも発生してから避難することが難しいので、事前に土砂災害のおそれがある場所から立ち退き、安全な場所へ避難することが必要です。

- 急傾斜地 **突然斜面が崩れ落ちるため、逃げ遅れる人が多く被害が大きい**
前兆現象 **崖にひび割れができる、小石が落ちてくる、地鳴りがする など**
- 土石流 **時速20~40kmの速さで土砂が押し寄せ、一瞬で建物を破壊する**
前兆現象 **山鳴りがする、腐った土のおいがする、川の水が濁る など**
- 地すべり **広範囲で土砂が動くため、被害の範囲が大きい**
前兆現象 **崖や斜面から水が噴き出す、井戸水・沢の水が濁る など**

避難のタイミング・避難に関する情報について

○市や町から発令される避難情報

市や町から発令される避難情報は、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の3種類です。
災害リスクがある場所にいる人のうち、避難に時間がかかる人は「高齢者等避難」、それ以外の人は「避難指示」が避難のタイミングになります。

避難情報	警戒レベル	住民がとるべき行動
緊急安全確保	レベル5	・ <u>ただちに命を守る最善の行動をとる</u> ※高層階や強固な建物・高い建物に避難する
避難指示	レベル4	・ <u>全ての住民が避難を完了させる</u>
高齢者等避難	レベル3	・高齢者等の避難に時間がかかる人は避難を開始する

○避難の参考になる情報(河川氾濫)



国や県が管理している河川では、川の水位の状況や洪水予報(今後の見込み)を発表している河川があります。
また、川の水位の様子をカメラで公開している河川もあります。
これらの情報を活用して、市町からの避難情報を待たずに自主的に避難行動することも重要です。

情報	発表基準	住民がとるべき行動
氾濫発生情報(洪水警報)	<u>氾濫の発生</u>	・ <u>ただちに命を守る最善の行動をとる</u> ※河川や水路から離れ、高層階や強固な建物・高い建物に避難する
氾濫危険情報(洪水警報)	<u>氾濫危険水位</u> に到達	・自治体からの <u>避難指示</u> の発令に留意し、発令されていなくても <u>早めに避難をする</u>
氾濫警戒情報(洪水警報)	・一定時間後に <u>氾濫危険水位</u> 到達が見込まれる ・ <u>避難判断水位</u> に到達し、 <u>水位上昇</u> が見込まれる	・自治体からの <u>高齢者等避難</u> の発令に留意し、高齢者以外の方も <u>避難準備ができ次第、避難の判断をする</u>
氾濫注意情報(洪水注意報)	・ <u>氾濫注意水位</u> に到達し、 <u>水位上昇</u> が見込まれる	・災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する

避難のタイミング・避難に関する情報について

国交省の川の防災情報や県のサイポスで川の水位やカメラ映像が確認できます。

・2次元コード
地区を拡大

水位 (〇〇橋)

・2次元コード
地区を拡大

河川カメラ (〇〇橋)

川の防災情報 (〇〇川)

凡例 (一部)

- 水位観測
- 水位計
- ダム諸量
- 雨量
- 水質
- 海岸
- 積雪深
- 河川カメラ

国土交通省 川の防災情報

○避難の参考になる情報(土砂災害)

土砂災害警戒情報

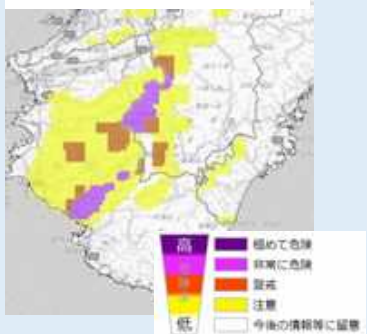
大雨により、命に危険が及ぶ災害が発生してもおかしくない状況になったときに、県と気象台が共同で発表するものです。(この情報は市町ごとに発表されます。)避難を判断するための重要な情報となります。



・2次元コード
地区を拡大

土砂キキクル (〇〇地区)

土砂キキクルのイメージ



キキクルの色	住民がとるべき行動
濃い紫 (極めて危険)	・ ただちに命を守る最善の行動をとる。 ※山や崖から離れ、高層階や強固な建物・高い建物に避難する。
薄い紫 (非常に危険)	・土砂災害警戒区域外の安全な場所に 全ての住民が避難を完了させる。
赤 (警戒)	・避難に時間がかかる人は 土砂災害警戒区域外へ避難を開始する。
黄 (注意)	・避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。

出典:気象庁 ホームページ

避難先について

○避難先の選び方

「避難」って何すればいいの?

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。

行政が指定した避難場所への立退き避難

自ら携行するもの
・マスク
・消毒液
・体温計
・スリッパ 等

小・中学校
公民館

安全な親戚・知人宅への立退き避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

親戚・知人宅

普段からどう行動するか決めておきましょう

安全なホテル・旅館への立退き避難

通常の宿泊料が必要。事前に予約・確認しましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

ホテル
旅館

屋内安全確保

ハザードマップで以下の「3つの条件」を確認し自宅にいても大丈夫かを確認することが必要です。

ここから安全!

※土砂災害の危険がある区域では立退き避難が原則です。

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

1 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると...)

流速が速いため、水浸家屋は倒壊するおそれがあります。

地盤が崩れ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります。

2 浸水深より居室は高い

5m~10m未満 (1階上階~1階下階)

3m~5m未満 (2階上~1階下階)

0.5m~3m未満 (1階上~1階下階)

0.5m未満 (1階下階)

3 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと...)

水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります。

※1 家屋倒壊等氾濫想定区域や2 水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

※雨時の屋外の移動は非常に危険です。やむをえず中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

5

出典:内閣府 ホームページ

地震について

地震



地震のハザードマップは、地震が発生した場合の震度（揺れ方）や液状化の危険性などを色別に表示しています。

○震度（揺れ方）

強い揺れにより、建物やブロック塀などが倒壊し、身体に危害が生じるおそれがあります。

震度 5弱

大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる

震度 5強

物につかまらな
いと歩くことが
難しい

震度 6弱

立っていること
が困難になる

震度 6強

は
這わないと動く
ことができない

震度 7

耐震性の高い
木造建物でも
傾くことがある

○地震発生時の行動

●屋外では・・・

- ・手荷物などで頭を守る
- ・建物、電線、ブロック塀等から離れる
- ・津波に備え、沿岸部から離れる
- ・がけ崩れに備え、斜面から離れる

●屋内では・・・

- ・机の下にもぐる
- ・扉を開けて避難経路を確保する
- ・ガラスや棚、家具から離れる
- ・火の始末をする



○液状化

液状化とは、地震によって地盤がやわらかくなり、安定性を失う現象です。埋立地や旧河道等で発生しやすく、液状化すると建物が沈下したり、道路では段差やマンホールの浮き上がりが発生するなど、避難の際に通行の妨げとなる可能性があります。

津波について

津波



海底で地震が発生すると引き起こされ、波が反射を繰り返すことで複数回来襲します。

1回目の津波が一番高いとは限らないため、いち早く避難することが重要!!

○避難の参考になる情報（津波）

津波による浸水のおそれがある場所にいる人は、地震で強い揺れを感じたら、市町からの避難情報にかかわらず、直ちに避難する必要があります。また、強い揺れを感じなくても、津波注意報など（下表）の情報が発表されたら、直ちに避難する必要があります。

種類	発表される津波の高さ		とるべき行動
	数値での発表	巨大地震の場合	
大津波警報 (特別警報)	5m (3m<予想高さ≤5m)	巨大	・沿岸部や川沿いにいる人は、 <u>ただちに高台や避難ビルに避難する</u>
	10m (5m<予想高さ≤10m)		
	10m超え (10m<予想高さ)		
津波警報	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	・沿岸部や川沿いにいる人は、 <u>ただちに高台や避難ビルに避難する</u>
津波注意報	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(なし)	・海の中にいる人はただちに海から上がり、 <u>海岸から離れる</u>

河川氾濫、土砂災害、地震、津波のハザードマップは、静岡県の防災アプリ「静岡県防災」でも確認することができます。

静岡県
防災アプリ




避難行動について

○避難時の持ち物の準備

- 発生時に**いち早く避難**できるよう、日頃からリュックなどに必要なものを入れて玄関などに準備しておこう。
- 以下から必要なものを選択し、実際にリュックにつめ、重さを確認しよう。

○非常持出品の例



-  **OK!**
- 女性では生理用品、乳幼児がいる家庭では、ミルクやおむつなども必要になります。
 - ほとんどの物がホームセンターや100円ショップで購入できます。

○避難先での生活の留意点

- 冷房・暖房の無い避難所もあります。
- 電気の供給が止まることがあります。
- 慣れない生活で、肉体的・精神的な疲労が予想されます。
- 開けてから時間が経過した食べ物は食中毒になる可能性があります。
- 食料品・日用品が支給されるまでに時間がかかる場合があります。
- 仕切りが無く、プライバシーが確保される空間になっていないことがあります。



避難時の行動について

○避難経路の点検

避難先へ向かう経路についてハザードマップで確認してみましょう。

大雨が降っている中での避難、地震が起こってから避難を想定し、移動中にどのような危険があるかを考え、最も安全な経路を調べておきましょう。

安全な避難が難しい場合は、大雨になる前の避難や、別の避難先を検討し、「わたしの避難計画」を見直しましょう。

危険な場所の例

・水路や側溝

大雨や夜間(停電時)では道路との境界が見えにくく転落のおそれがある

・橋

大雨で河川が増水して渡れないおそれがある
地震で橋が落ちたり、段差が生じたりして渡れないおそれがある

・川や土手

大雨で氾濫したり、津波がさかのぼってくるおそれがある

・崖のそばや低い土地の道路、アンダーパス

がけ崩れや冠水により通行できないおそれがある

・古い木造住宅や道幅の狭い道路、ブロック塀、自動販売機など

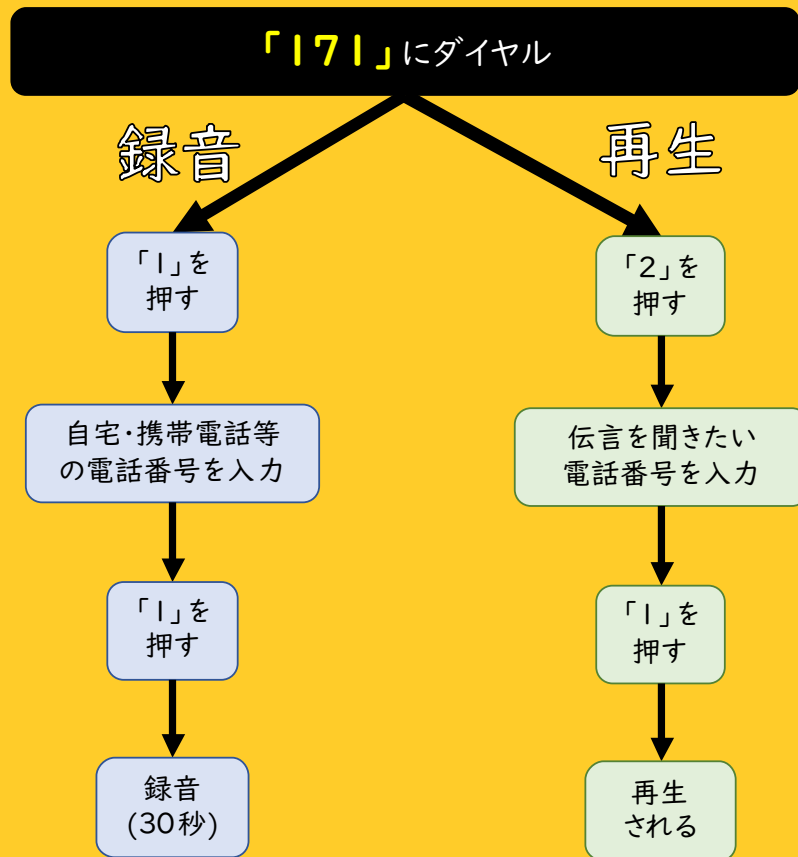
地震による倒壊、転倒により通行できないおそれがある



災害用伝言ダイヤルの使用方法

地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になる場合があります。

災害用伝言ダイヤルは、そのような場合に提供が開始される声の伝言板を指します。固定電話、携帯電話・PHS等の電話番号宛てに安否確認情報(伝言)を音声で録音し、その音声を確認することができます。



※注意点

- ・1電話番号あたり1~10伝言まで登録ができますが、それ以上の伝言登録ができなくなります。
- ・録音、再生時には通話料が必要です。
- ・伝言は登録して48時間が経過すると自動的に消去されます。
- ・登録された伝言は、自動消去以外の方法で消去できません。